

「キッズ交通安全官」「キッズ交通安全官ファミリー隊」を募集しています

▶問合せ 兵庫県企画県民部地域安全課交通安全室 ☎078 (362) 3879
危機管理グループ ☎079 (435) 0991



兵庫県では、飲酒運転による悲惨な交通事故を無くすため、家族や地域に、飲酒運転はしないでねと呼びかける「キッズ交通安全官」と、地域や職場の仲間に対して飲酒運転「三ない運動」を呼びかける「キッズ交通安全官ファミリー隊」を募集しています。

既に「キッズ交通安全官」に任命されているお子さんのご家族も、「ファミリー隊」への応募が可能です。

▼募集期間 平成28年3月31日まで
※応募者が300人に達した段階で募集は終了します。

▼応募資格
キッズ交通安全官 県内在住の小学生
キッズ交通安全官ファミリー隊 キッズ交通安全官の両親及び県内在住の祖父母

▼応募方法 危機管理グループに設置している応募用紙に必要事項を記入のうえ、兵庫県企画県民部地域安全課交通安全室まで郵送またはFAXで応募してください。または、兵庫県ホームページ「キッズ交通安全官」応募ページにアクセスし、必要事項を入力しても応募できます

第2期 播磨町職員募集！

職種により応募の条件が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

▶問合せ 総務グループ ☎079 (435) 0357

採用職種	採用予定人数	受験資格（次の条件をすべて満たす人）
一般行政職A	若干名	①平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた人 ②平成28年3月に高等学校を卒業する見込みの人
一般行政職A (身体障がい者対象)		①上記の条件をすべて満たす人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③自力による通勤ができ、介護者なしに事務職としての職務が遂行できる人 ④活字印刷文による出題に対応できる人
一般行政職B	若干名	①平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校または高等学校を平成26年4月から平成28年3月の間に卒業または修了した人、またはその見込みの人
一般行政職B (身体障がい者対象)		①上記の条件をすべて満たす人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③自力による通勤ができ、介護者なしに事務職としての職務が遂行できる人 ④活字印刷文による出題に対応できる人
土木職A	若干名	①平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた人 ②土木職に必要な課程を修め、平成28年3月に高等学校を卒業する見込みの人



※「専門学校」は「就業年限2年以上の専修学校の専門課程」を指します。

※7月に受験した人も、受験資格に該当すれば申し込みできます。

▶受付期間 7月27日(月)～8月7日(金) 8:30～17:00 (土、日曜日を除く)
▶第1次試験日 9月20日(日) ▶試験場 中央公民館

臨時職員（一般事務）を募集します

▶募集人員 1人 ▶受付期間 7月29日(水)～8月6日(木)
▶試験日時 8月21日(金) 13:30～9:00～17:00 (土・日曜日を除く)
▶試験会場 役場第1庁舎3階 BC会議室 ▶問合せ 総務グループ ☎079 (435) 0357

「播磨町総合防災マップ」を活用して、台風や大雨に備えましょう

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

夏、初秋にかけては、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が発生しやすい時期であり、台風も日本列島に上陸するものが多くなってきます。



いざという時のために、「播磨町総合防災マップ」を活用して、ご家族や地域で話し合ってみてはいかがでしょうか？

日頃から風水害へ備えましょう

- 避難場所を確認し、実際に避難路を歩いてみましょう
- 家族がばらばらの時の連絡方法や、待ち合わせ場所を決めておきましょう
- 非常持ち出し品を確認したり、置き場所や、持って出る人を決めておきましょう

台風や大雨の季節になったら・・・

- 浸水してしまって困るものは、2階以上へ置いておきましょう
- 窓や雨戸を補強したり、側溝や排水溝は掃除しておきましょう（強風時・大雨時の作業は危険ですので避けましょう）
- 風で飛ばされそうなものは固定したり、家の中にしまいましょう
- 情報収集の手段を複数確保しましょう

台風や大雨が迫ってきたら・・・

- テレビ・ラジオ・インターネットから情報を収集しましょう
- 不用・不急の外出は控え、田畑の見回りなどは極力控えましょう
- 被害が発生する前に、早めの避難を心がけましょう（避難場所は、災害の種類や状況によって変わることがありますのでご注意ください）

水難事故にもご注意ください

雨がやんでも、大雨の後しばらくは、河川の増水が続いています。河川敷でレジャーやイベントを行う場合は十分注意し、不用意に近づかないようにしましょう。

ご存知ですか？
児童のための3つの手当
児童の心身の健やかな成長と福祉の増進を図るため、3つの制度（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当）を紹介いたします。

◎児童手当 中学校修了前の児童を養育している人に支給されます。

◎児童扶養手当 離婚などにより、父または母と生計を共にできない、18歳までの児童が養育されている家庭の生活安定と自立を助けるために、児童の父や母、または父母に

代わって養育している人に支給されます。

◎特別児童扶養手当 身体、精神または知的に障がいのある、20歳未満の児童を養育する父や母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

※これらはすべて所得制限、支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2362

加古郡リサイクルプラザ
3人乗り自転車レンタサイクル事業の終了について

加古郡リサイクルプラザでは、「子育て世代に対してのリース（再使用）、3Rの啓発」を目的に、平成25年4月より3人乗り自転車レンタサイクル事業を実施してまいりましたが、この度事業を終了することとなりました。これまで、本レンタル事業をご利用いただき、誠にありがとうございました。（平成27年10月から新規募集は行いません）

▼問合せ

加古郡リサイクルプラザ ☎079 (437) 7671
加古郡リサイクルプラザ
ガラスの手形作り

お子様の誕生記念品としてガラス製の手形はいかがですか？

▼日時 毎週木～日曜日（要予約 所要時間約10分）
午前の部 午前9時～
午後の部 午後1時～
▼費用 2千円（加古郡外にお住まいの方は2割増しになります）

▼対象 1歳～未就学児童
※粘土を使って手形をとりま

※お子様が手を開き続けられないときには、足形になることもあります。

※作品は後日の引き渡しになります。

▼申込み・問合せ 加古郡リサイクルプラザ ☎079 (437) 7671

